

初めて申請を行う場合(新入園や新たに預かり保育の無償化を希望する場合等)

提出書類

- ・施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届(新2号・新3号認定用)
- ・保育の必要性がわかる書類(就労証明書等) ※保護者一人につき1部必要です

※満3歳児クラス(認可外保育施設は0~2歳児クラス)のお子さんが預かり保育や認可外保育施設等の無償化を希望する場合は、保育の必要性があり、住民税非課税世帯であることが認定の要件となります。

保育を必要とする事由がなくなったとき
(預かり保育・認可外保育施設等の無償化の対象ではなくなったとき)

提出書類

- ・施設等利用給付認定変更申請(届出)書
- ※認定事由の変更欄を記入

認定変更を正確に把握するため、お手数ですが上記書類の提出をお願いします。

申請内容に変更があったとき

保護者やお子さんの氏名、住所等が
変わったとき

提出書類

- ・施設等利用給付認定変更申請(届出)書
- ※該当する変更欄を記入

認定変更を正確に把握するため、上記書類の提出をお願いします(市内認定こども園および西部幼稚園に在園しているお子さんの場合は、教育・保育認定給付の変更申請書等提出していただければこちらは不要です。)。

〈提出が必要なケース〉

- ・市内で転居したとき
- ・離婚や再婚で氏名や保護者が変わったとき
- ・すでに施設等利用給付認定を受けているお子さんが転園して引き続き認定を受けるとき
- ・退園したとき
- ・市外へ転出したとき(引き続き施設等利用給付認定を受けたい場合、転出先の市町村で手続きが必要)

…等

保育を必要とする事由が変わったとき

提出書類

- ・施設等利用給付認定変更申請(届出)書
- ※保育を必要とする事由の変更欄を記入。
- ・保育の必要性がわかる書類(就労証明書等)
- ※変更になった保護者様の分を添付

認定変更を正確に把握するため、保育の必要性がわかる書類と併せて変更申請(届出)書のご提出をお願いいたします(「施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届(新2号・新3号認定用)」である必要はありません。)。